

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 相続税の障害者控除

Q : 相続税には障害者控除という特例があるようですが、どのようなものなのですか？

A : 年齢及び障害の程度に応じて一定の金額が税額より控除される制度です。

【解説】

相続税法では、相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続又は遺贈に係る被相続人の法定相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)に該当し、かつ、障害者であるときは、次の算式により計算した金額を、その障害者の相続税額から控除することとされています。

これを障害者控除といい、その障害者の年齢と障害の程度により金額が違っており、控除不足額があるときは、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます。

① 一般障害者である場合

$6 \text{ 万円} \times (70 \text{ 歳} - \text{その者の年齢}) = \text{障害者控除額}$

② 特別障害者である場合

$12 \text{ 万円} \times (70 \text{ 歳} - \text{その者の年齢}) = \text{障害者控除額}$

ただし、障害者が次の場合には、適用がありません。

- ① 国内の財産を取得した者で日本に住所がない人
- ② 日本に住所はないが日本国籍を有している者(財産を取得した者又はその相続にかかる被相続人が、その相続開始前5年以内に国内に住所を有していた場合に限る)

